

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する」ことを経営理念の一つとしており、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべく次の方針に沿ってコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

基本方針:

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2)株主を含むステークホルダー(お客様、取引先、債権者、地域社会等)と適切に協働します。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4)取締役会・監査等委員会は役割・責務を適切に遂行します。
- (5)株主との適切な対話を促進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3】

取締役会は、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者育成を重要課題と捉え、後継者候補に必要な人格・見識・経験および能力を有する人材を育成するため、管理職を対象とした継続的な研修の実施や重要な会議体への参画の機会を設ける等、経営陣の育成に取り組んでおります。

なお、現時点において後継者計画は作成していませんが、代表取締役社長の後継者の選定にあたっては、取締役会等で人格・見識・経験および能力ならびに実績等を総合的に勘案し、社外取締役を含む取締役会において、十分に審議したうえで決定しております。

【補充原則4-2-1】

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の決定方針については、「取締役報酬等の基本規程」に基づき、職務執行の困難さ、責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額(2016年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額年額207百万円以内)の範囲内で決定しております。

取締役の報酬決定の手続きについては、「取締役報酬等の基本規程」および「役員報酬委員会規程」に基づき、下記のプロセスを経て、決定しております。

取締役会において協議した「取締役(監査等委員であるものを除く。)報酬案(以下、「報酬案」)」につき、役員報酬委員会(以下、「委員会」)に諮問します。

委員会において、取締役会より諮問された報酬案を審議・決定し、取締役会に答申します。

取締役会は、委員会より答申された報酬案に基づき、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を十分に審議したうえで決定します。

また、業績連動報酬制度については、今後必要に応じて検討して参ります。

なお、執行役員の報酬については、「執行役員報酬規程」に基づき、会社の業績および個人の業務評価を勘案し、取締役会で十分に審議したうえで決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社の政策保有株式の保有方針は、下記のとおりとします。

- 1.業務提携、取引関係の強化により当社グループの中長期的な発展に資すると認められる企業の株式であること
- 2.当社グループと継続的な取引関係を有し、今後も取引拡大の可能性のある企業であること
- 3.保有リスクとリターンなどを考慮し、経済合理性のある株式であること

政策保有株式については、定期的(年2回)に取締役会において個別銘柄毎に上記の方針を

充足しているか否かの検証を行い、取締役会にて保有の是非を判断します。

保有意義が希薄化した株式については、順次縮減していく方針です。

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認のうえ、総合的に判断します。

- 1.政策保有先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
- 2.当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するか

【原則1-7】

当社は、取締役およびその近親者と当社グループ等との取引に関する調査を毎年実施、関連当事者取引の有無を確認しております。

また、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引ならびにその他利益相反取引等について、取締役会の事前承認事項とし、当該取引を実施した場合、その旨を取締役に報告する体制となっております。

関連当事者取引の内容および金額については、会社法ならびに金融商品取引法に基づき、適切に開示いたします。

【原則2-6】

当社は、確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理・運用については外部の資産管理運用機関等に委託しています。当社は、企業年金の資産運用に関する基本方針を「資産運用委員会」において策定・決議し、企業年金運用を行う新家工業企業年金基金が当該方針に基づき、運用機関に対し定期的に運用状況のモニタリングを行っております。また、企業年金の運用に携わる企業年金基金の担当者に対しては各種研修への参加等により専門教育を実施し、アセットオーナーとしての資質の向上に取り組んでおります。当社は、前述のとおり企業年金運用・モニタリングを行い、当該運用状況につき、従業員の代表で構成される「代議員会」で定期的に報告しており、企業年金基金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反について、適切に管理する体制を構築しております。

【原則3-1】

当社は、財務情報は勿論、任意の非財務情報についても開示しております。

(1) 経営理念および経営戦略・中期経営計画を当社HPにおいて開示しております。

(2) CG報告書「1.1基本的な考え方」に当該事項を開示しております。

当社は、「公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する」ことを経営理念の一つとしており、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべく「1.1基本的な考え方」に記載の方針に沿ってコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

(3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定方針については、有価証券報告書等に開示のとおり「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、職務執行の困難さ、責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額（2016年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額年額207百万円以内）の範囲内で決定しております。

また、取締役の報酬を決定するにあたっての手続きは以下のとおりです。

取締役会において協議した「取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬案（以下、「報酬案」）」につき、役員報酬委員会（以下、「委員会」）に諮問

委員会において、取締役会より諮問された報酬案を審議・決定し、取締役会に答申

取締役会は、委員会より答申された報酬案に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を十分に審議したうえで決定

(4) 経営陣幹部である代表取締役および役付取締役の選任にあたっては、経営企画会議における議論を経て人格・見識・経験・知識および能力ならびに実績等を総合的に勘案し、独立社外取締役3名を含む取締役会で十分に審議したうえで決定しております。

なお、解任にあたっては、同様に取締役会で十分に審議したうえで決定いたします。

また、取締役候補者の指名にあたっては、「取締役候補者の選定基準」および「監査等委員会監査等基準」に基づき、人格・見識・経験・知識および能力ならびに実績等のバランスや取締役会の多様性が確保された構成となるよう取締役会で十分に審議したうえで決定しております。

(5) 取締役候補者の選任・指名理由等につきましては、招集通知の株主総会参考書類に開示しております。

取締役の解任理由につきましても適宜開示いたします。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令・定款・取締役会規則に定められた事項を決議するとともに具体的な経営戦略・方針等を十分に審議したうえで決定しております。

また、取締役会等において業務執行取締役および執行役員による業務執行の報告が行われ、職務の執行状況が経営戦略・方針等に則しているかどうかを適宜監督しております。

【原則4-9】

当社は、会社法上の社外性要件に加え、取引所が定める独立性基準を踏まえた独自の独立性判断基準を策定しております。同判断基準の内容を有価証券報告書にて開示しております。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるよう同判断基準に基づき、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう重要な意思決定および経営陣の職務執行を監督するため、取締役としてふさわしい人格・見識および豊富な経験を備えた社内の各分野に精通した取締役と当社の独立性判断基準を充足しかつ高い専門的な知識を有し、独立した立場から経営に対する助言を行える社外取締役で構成すべきと考えております。

取締役の選任にあたっては、「取締役候補者の選定基準」および「監査等委員会監査等基準」「独立性判断基準」等に基づき、人格・見識・経験・知識および能力ならびに実績等のバランスや取締役会の多様性が確保された構成となるよう取締役会で十分に審議したうえで決定しております。

【補充原則4-11-2】

すべての取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

また、当社は毎年事業報告書等において各取締役の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、取締役会としての課題把握や取締役会全体の機能向上を図るため、毎期末に取締役全員を対象とした取締役会評価アンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

また、アンケートで抽出された課題については、取締役会に報告、対応策を審議・実行することで、取締役会機能の向上に努めております。

なお、当社は、取締役会実効性評価アンケートの結果概要を開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる当社グループの経営戦略、事業・組織の内容、財務情報等の知識を習得・更新するため定期的に社内研修を行っております。また、コーポレートガバナンスに関する事項や経営の意思決定および監督を適切に行うために必要な知識の習得・更新ならびに時代の変化に応じた新たな知識を習得するため、外部研修への参加や外部の専門家を招いた講習会の実施等、取締役に対するトレーニング機会を適切に設けております。

なお、社外取締役の就任時には、工場見学の実施や取締役および執行役員から当社グループの経営に関する情報について説明・意見交換を行う等、理解を深めるための取り組みを行っております。

【原則5-1】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家との建設的な対話を通じて、信頼関係を構築することが必要不可欠であると考えております。

株主・投資家との対話に関しては、取締役社長統括のもと、IR担当の取締役・執行役員を任命し、担当部門である経営企画部が中心となり、関係各部門と連携しながら対応する体制を構築しております。

また、不定期ではありますが、当社は、個人投資家向け説明会の場を設けるとともに、積極的に株主・投資家と個別ミーティングを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,100	5.03
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISIONCLIENT A / C 8028 - 394841	291,000	4.81
株式会社北國銀行	258,870	4.28
株式会社三菱UFJ銀行	258,866	4.28
加賀商工有限会社	210,100	3.47
株式会社りそな銀行	209,617	3.46
阪和興業株式会社	177,500	2.93
株式会社みずほ銀行	157,627	2.60
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	141,700	2.34
新家正彦	128,300	2.12

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
夏住要一郎	弁護士													
西尾宇一郎	公認会計士													
大迫一生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夏住要一郎			夏住要一郎氏は弁護士法人色川法律事務所のエグゼクティブアドバイザーであり、当社は同所に法務相談を行う等の取引があります。	夏住要一郎氏は長年の弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を活かし、当社の経営理念の実現・当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断したためであります。 なお、同氏は当社が独自に規定する独立性に関する判断基準等に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。

西尾宇一郎				西尾宇一郎氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営理念の実現・当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断したためであります。 なお、同氏は他の会社の社外取締役・監査役を務めておりますが、当社が独自に規定する独立性に関する判断基準等に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。
大迫一生				大迫一生氏は、豊富な経営経験や広報・IR、M&A実務等における幅広い知識を有しており、その見識を活かし、当社の経営理念の実現・当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監督に貢献できると判断したためであります。 なお、同氏は当社が独自に規定する独立性に関する判断基準等に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立性は確保できると考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる体制となっております。
「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【会計監査人と監査等委員会の連携】

会計監査人は、定期的に監査等委員会へ出席し、監査業務に関する事項(監査の方針・計画、監査結果報告等)について意見交換を実施するほか、適宜会合を持ち情報交換を行うことで、監査等委員会と連携を図っております。

【会計監査人と内部監査室の連携】

会計監査人による統制監査の円滑な遂行のため、全社統制、業務プロセス統制、決算・財務統制の監査において内部監査室が窓口となり、定期的に意見交換を実施することで連携を図っております。

【内部監査部門と監査等委員会との連携】

監査等委員会は、監査業務において必要な事項につき、内部監査室へ指揮・命令できる体制を構築しており、適宜意見交換等を実施することで、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	6	0	3	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬について透明性・公正性を確保する観点から任意の諮問委員会である役員報酬委員会(社内取締役3名、社外取締役3名で構成)を設置しております。

その詳細は、CGコード原則3-1(3)に記載のとおりであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独自の独立性判断基準(詳細は有価証券報告書に記載)を策定しており、同基準に基づき独立した社外取締役を選任しております。当社の社外取締役3名全員は独立役員であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬委員会において検討中であるため

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する第157期の報酬等の額は、139百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において取締役報酬の決定方針を決議しており、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は、確定額報酬のみで構成しております。その算定方法および決定手続きは、CGコード原則3-1(3)に記載のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会において株主総会で決議された総額(2016年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額年額39百万円以内)の範囲内で、「監査等委員会規則」に基づき決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

適宜経営陣との意見交換ならびに経営企画部(取締役会事務局)からの各種情報提供により、社外取締役が当社の状況を把握し、取締役会における意見表明や議決権行使を行うために必要な情報を取得するための体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
澤保	アドバイザー	業界団体活動 (経営非関与)	非常勤・報酬無	2018/06/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会) 構成人数9名

取締役会は、法令、定款、取締役会規則に規定された経営上の重要な事項の意思決定および経営陣の業務執行に関する監督を行っております。

(監査等委員会) 構成人数3名

監査等委員会は、取締役会における意見表明および議決権の行使や重要な決裁文書の閲覧、各種必要事項の報告を受けることにより経営陣の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を行っております。

(経営企画会議) 構成人数5名

経営企画会議は、代表取締役の意思決定を補佐するため、経営上の重要課題につき、適宜議論を行っております。

(役員報酬委員会) 構成人数6名

役員報酬委員会は、任意の諮問委員会であり、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬について透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問を受け、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬案につき答申しております。

(会計監査人)

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しています。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 中田 明(連続して監査関連業務を行った年数 3年)

業務執行社員 公認会計士 池畑憲二郎(連続して監査関連業務を行った年数 2年)

会計監査業務にかかる補助者は公認会計士9名、その他18名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性を確保し、かつ取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を監査等委員会が担うことによりガバナンス機能の強化に繋がると判断したため監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送日の1週間前を目処に東証のHPに開示し、発送日も中19日としております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、集中日の前日もしくは金曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成しており、当社HPに開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが個人投資家様向け説明会を実施しております。 (東京地区、大阪地区)	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画資料および決算説明資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の取締役・執行役員を任命し、担当部門である経営企画部が中心となり、関係各部門と連携しながら対応する体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	自転車競技選手への支援・協賛を通して、競技の発展と選手の競技活動へのサポートを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針とその整備状況の概要は次の通りです。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および関係会社から成る企業集団(以下「当社グループ」とする。)の取締役、使用人が法令・定款および社内諸規程を遵守するとともに、コンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
 - ・コンプライアンスに関連する社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室および弁護士事務所を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的または個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
 - ・文書の保存期間およびその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
 - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
 - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は法令・定款、「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項の決議・報告を行う。
 - ・各部門を担当する取締役は、実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図る。
 - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について必要に応じて適宜取締役会に報告させる
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
 - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
 - ・「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
7. 取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役(監査等委員であるものを除く。)または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
 - ・「監査等委員会監査等基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査等委員会に報告する体制を構築・運用する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
 - ・監査等委員である取締役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役(監査等委員であるものを除く。)または使用人に対して報告を求められることができる。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
 - ・監査等委員会は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
 - ・当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。
2. 整備状況
 - ・反社会的勢力からの不当要求があった場合には、総務部を中心に対処することとしており、日頃より、所轄警察署と緊密な連携を保ち、

情報収集に努めています。又、大阪府企業防衛連合会及び同地域協議会等の外部専門機関の会合等に積極的に参加し、反社会的勢力の活動状況等の情報交換を行い、同勢力排除に取り組んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は2008年6月27日開催の第144期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として買収防衛策を導入し、直近では、2020年5月15日開催の取締役会において、買収防衛策を一部変更の上で継続することを決議し、同年6月25日開催の第156期定時株主総会においてその有効期間を2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)の継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

基本的な考え方

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。上場会社である当社の株式は、基本的に株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためのものです。しかしながら、近時においては、不適切な株式の大量買付けにより、会社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性が生じる状況が散見される事態となっております。そのため、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付けが行われた場合に、株主の皆様が適切な判断を行うために、必要な情報や時間を確保し、大量買付者との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが必要不可欠であり、これは企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

本プランの概要

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明所ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供等、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗処置を発動する買収防衛策です。

本プランの合理性を高める取組み

- ・株主の皆様を重視するものであること
- ・独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重していること
- ・対抗措置の発動要件の合理性、客観性を確保していること
- ・有効期間を3年としていること(いわゆるサンセット条項)
- ・デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策でないこと
- ・事前開示を充実させること

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

